

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 塚 本 勝  
同 森 岡 弘 之

奈 監 第 87 号  
令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸様  
奈良市議会議長 土田敏朗様  
奈良市教育長 北谷雅人様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 塚 本 勝  
同 森 岡 弘 之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果（令和3年奈良市監査委員告示第17号で公表済み）において、一部継続監査としていた案件について、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 継続監査対象

（教育委員会）

教育部 保健給食課

2 監査期間

令和3年10月11日から令和4年3月23日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年8月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員か

らの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

#### 4 監査結果

継続監査とした案件の監査結果は、以下のとおりである。

##### 保健給食課

###### 【意見】

保健給食課は、奈良市学校保健会（以下「学校保健会」という。）に対し補助金を交付している一方で、学校保健会の事務局も担っている。

このような関係においては、補助事業に関わる経費の支出が交付目的に沿って適正に行われているかを保健給食課がチェックする際に、その判断が甘くなる危険性は拭いきれず、公正な補助金交付の審査に支障が生じるおそれがある。

また、他団体に係る事務を勤務時間中に行うことは、地方公務員法における職務に専念する義務に反するととられかねない。

これらのことから、保健給食課に対し、学校保健会の事務局を担うことの必要性や妥当性について説明を求めたところ、令和4年2月24日付け文書でおおむね次のような見解が示された。

学校保健会の事業のなかでも最重要案件として「学校園の水質調査」や「市立学校の定期健康診断及び各種検診」がある。これらはいずれも学校保健安全法に基づく保健給食課の業務でもある。保健給食課が学校保健会の理事会に対し、各種検査や健康診断の結果に係る報告書を提出し、それらを基に、水質検査や健康診断に直接携わっている医師、歯科医師、薬剤師、養護教諭等の代表である理事が協議、検討、意見交換等を行っている。理事会での意見等は、市にフィードバックされ、市立学校園の子どもたちの健康増進のための施策展開に寄与することとなる。

このように、保健給食課は学校保健会の理事と健康診断等の業務を通じて関連があり、それらの要として機能しているため、保健給食課が学校保健会の事務を行わないと、業務における有機的な連携に支障をきたすおそれがあると考えており、外部への移管は困難である。

また、学校保健会の予算規模は少額であるため、事務局を独自に設置することも困難である。

こうした回答から考察すると、確かに現在の保健給食課の保健・総務係の所掌事務と、学校保健会の設置目的及び事業の内容が、どちらも学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の趣旨に基づき行われているものであり、密接な関連性があることは理解できる。

しかし、そのことが学校保健会の事務を担う必要性や妥当性の根拠としても、補助金の交付申請者と交付決定者が実質的に同一であることによりチェック機能が不全となるおそれに対する説明や、補助金交付事務が公正に行われるよう管理体制を築くなどの備えは必要である。

また、継続して事務局業務を担う必要があると考えるならば、奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和 53 年奈良市教育委員会規則第 8 号）に、保健給食課の所掌事務として「奈良市学校保健会の事務局に関すること。」と明記すべきである。